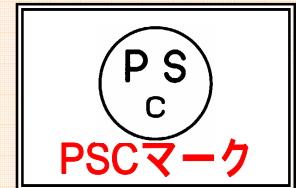


石油燃焼機器の販売事業者の皆様へ

石油燃焼機器の規制について

石油燃焼機器(石油給湯機・石油ふろがま・石油ファンヒーターを含む石油ストーブ)が、消費生活用製品安全法の特定制品に指定されました。製造・輸入事業者は国が定めた安全基準を満たしPSCマークを表示した上で販売しなければなりません。

販売事業者は石油燃焼機器にPSCマークが表示されていることを確認した上で販売していただくことになります。



規制の開始

本規制は平成21年4月1日から施行されますが、施行後2年間の経過措置が設けられます。したがって、平成23年4月1日からPSCマークのない石油燃焼機器は販売できなくなります。

- (注) PSCマークの付いている石油燃焼機器は、空焚き防止装置の設置義務付け、一酸化炭素濃度基準値遵守、カートリッジタンクのふたの改善、カートリッジ給油式に給油時消火装置設置義務付け、不完全燃焼防止装置設置義務付けなどが課され、より安全な製品になります。
(これは、重大事故が発生している石油燃焼機器の事故を防止するため、製品の欠陥だけではなく、消費者の誤使用や不注意を招きやすい構造・機能を改良する必要があることから、必要な安全基準を新たに講じることとしたものです)

【お問い合わせ先】

経済産業省商務流通グループ製品安全課

TEL 03-3501-4707、FAX 03-3501-6201